

**社会・経済の変化に伴う人材需要に即応した質の高い専門職業人養成の  
ための新たな高等教育機関の制度化について（審議経過報告）  
《骨子素案》**

**I. 21世紀を生きる職業人を取り巻く状況と今後の職業人材養成**

1. 産業・職業と職業人の状況

- (1) 産業・職業の状況
  - ①世界的な状況
  - ②我が国の状況
- (2) 職業人の状況

2. 今後の職業人材養成の在り方

**II. 高等教育における職業人養成の現状と課題**

1. 高等教育における職業教育の現状

- (1) 制度の現状
- (2) 学生受入れの状況
  - ①高等学校卒業後の学生の状況
  - ②社会人学生の状況

2. 高等教育における職業教育の課題と求められる対応

**III. 新たな高等教育機関の制度化の方向性**

1. 養成すべき人材像

2. 推進すべき教育

3. 大学体系への位置付け

**IV. 新たな高等教育機関の制度設計**

1. 制度設計に当たっての基本的な視点等

- ①身に付けさせるべき資質・能力
- ②重視すべき視点

2. 基本的視点等を踏まえた制度設計の在り方

(1) 制度の基本設計

(2) 具体的设计

- ①理論と実践の架橋による職業教育の充実
- ②産業界等のニーズの適切な反映、産業界等との連携による教育の推進
- ③社会人の学び直し等、多様な学習ニーズへの対応
- ④高等教育機関としての質保証と国際的な通用性の担保、実践的な職業教育にふさわしい教育条件の整備

(3) 制度全般にわたる事項

3. 新たな高等教育機関による人材養成推進のための基盤整備

## I. 21世紀を生きる職業人を取り巻く状況と今後の職業人材養成

### 1. 産業・職業と職業人の状況

#### (1) 産業・職業の状況

##### ①世界的な状況

○知識基盤社会を迎え、産業は高度化・複雑化

○産業構造の変化・職業の盛衰のスピードはますます急速

※ 新たな産業・職業が生まれる一方、多くの仕事が機械やコンピュータに置き換えられ、「人が担う仕事」の領域も変容（「経済のサービス化・ソフト化」も進展）

##### ②我が国の状況

○人口減少社会を迎え、日本人の生産年齢人口は、減少が確実（とりわけ、地方において人手不足が深刻）

○従来の日本型雇用慣行に変質が生じ、企業内教育訓練は縮小傾向。

○企業の従業者数の約7割は中小企業従業者が占めており、また、産業別では、第3次産業就業者の割合が増え、約7割となっている。

○今後の需要増が見込まれるのは、専門的・技術的職業従事者、サービス職業従事者等であり、職種の専門性に基づくジョブ型雇用（専門性を生かして企業横断的にキャリアアップを行うなど、1つの企業の中で職務内容を限定されずに働くメンバーシップ型の雇用とは異なる働き方）へのシフトが進むとの予測。

#### (2) 職業人の状況

○個々の職業人に求められる能力も高度化・複雑化

→ 自己の従事する職業における専門性の高度化、複雑・困難な課題に対応できる実践力の強化を求められる状況

○産業構造の変化・職業の盛衰のスピードが増し、雇用も流動化

→ 生涯にわたる職業生活を通じ、キャリア・アップ、キャリア変更が必要な場面も増える可能性

### 2. 今後の職業人材養成の在り方

○ 1. のような状況の中、我が国の経済競争力の維持・向上を図るためにには、

・成長分野等への人材シフトを円滑に進めるとともに、

・個々の職業人の労働生産性を高め、事業の現場においても、商品・サービスの質向上など、様々な変化への対応等を推進していくことが不可欠。

○ 今後の職業人材養成においては、

・成長分野等で求められる人材に必要な能力の育成に迅速に対応していくこと

・特に、変化への対応を求められる中で、事業の現場の中核を担い、現場レベルの改善・革新を牽引（けんいん）していくことのできる人材の養成強化を図ることが必要。

→ 次の両面からの要請に対応した教育の充実を図り、働く人々の様々なライフステージに応じ、これらの教育機会を適切に提供していくことが求められる

- ・ 座学や理論の教育のみにとどまらず、産業界等と連携して、専門分野における高度で実践的な専門性の育成
- ・ 専門の中で閉じることなく、変化に対応する能力や、生涯にわたり学び続けるための力(基礎的・汎用的能力、教養等)の育成

## II. 高等教育における職業人養成の現状と課題

### 1. 高等教育における職業教育の現状

#### (1) 制度の現状

- 各高等教育機関が、それぞれの制度特性を生かしつつ職業人養成を推進しており、これらの各機関の職業教育機能の充実は、今後も重要。

**【大学・短期大学】** 我が国の学校制度において、大学教育は、幅広い教養の教育と、学術研究の成果に基づく専門教育により行うものとされ、職業人養成もその中で行われている。

- 大学では、従前より、企業等でジェネラリストとして指導的役割を期待される人材や、最新の科学等の学問に基盤を置く技術・専門能力の担い手となる人材の養成において、中心的な役割を果たしてきており、こうした機能は今後も重要。
- 短期大学における職業教育も、教養教育の基礎に立ち、理論的背景を持った分析的・批判的見地からのものとして行われるという特徴があり、特に、地域産業の担い手となる職業人材の養成等に貢献。

**【高等専門学校】** 中学校卒業後から5年一貫の職業教育を行うという制度的特徴を有しており、体験重視の教育を通じ、応用力に富んだ創造的な技術者を育成しているとの評価を受けている。

**【専門学校】** 専門学校では、より自由度の高い制度特性を生かし、産業界のニーズに即応する多様な職業人材養成を行っており、実習・実技等の充実により、技能を要する職種の養成に強み。

- 一方、高等教育の量的拡大に伴い、大学・短期大学が担う機能も多様化してきており、技能の修得を伴う専門資格職養成等を行う大学等も増えてきているが、制度面では、飽くまで幅広い教養教育と学術に基づく専門教育として行うものとされている。

#### (2) 学生受入れの状況

##### ①高等学校卒業後の学生の状況

- 社会の成熟等に伴い高等教育進学率は上昇し、学生の実態も多様化しているが、学問の教育に適性を有する者も、職業技能の教育に適性を有する者も同一の尺度で大学選びが行われ、学生の目的意識、学習意欲等と学修内容とのミスマッチが見られる場合もある。
- 将来の生き方・働き方を真剣に考えることなく大学へ進学し、大学でも職業意識や職業的自立に必要な能力を十分身につけないまま卒業して、職業・社会とのミスマッチを生じている若者の問題もある。

## ②社会人学生の状況

- 産業構造の急速な変化、職業の高度化等が進展しているにもかかわらず、我が国の高等教育機関では、社会人学生の受入れが増えておらず、大学型機関における25歳以上の学生割合は、OECD諸国で最低。

## 2. 高等教育における職業教育の課題と求められる対応

- 普通教育より職業教育が、学問の教育より職業技能の教育が一段低く見られ、大学(特に選抜性の高い大学)に進学すること自体を評価する風潮がある。
  - 卓越した技能等を磨いて職業生活を営むことを目指すスペシャリスト志向の若者、専門職業人としての自立とキャリア発展に将来を見い出した若者にとって魅力ある進学先となる、実践的な職業教育に最適化した学校制度が求められている。
- 変化の激しい社会を生きる職業人が、自らのキャリアを主体的に切り開いていくため、また、一人一人のスキルアップを通じ、我が国産業全体の生産性と競争力を高めていくためにも、職業生活と学習活動とを往還し、又は同時に営みながら、知識・技能等の修得・更新を図ることのできる、社会人の学び直し環境の整備が、特に重要な課題。
  - 社会人の学び直しニーズに積極的に対応し、多忙な職業人等にもアクセスしやすい、社会人のための高等教育機関の整備も求められる。
- I. で見たように、「知識基盤社会」を迎え、職業人に求められる能力は高度化・複雑化しており、とりわけ、我が国の産業競争力の維持・強化のためには、変化に対応しつつ、現場レベルでの改善・革新の牽引(けんいん)役を担う人材の養成が求められている。
  - 既存の職業分野における専門的な知識・技能だけでなく、変化への対応等に必要な基礎・教養や、理論にも裏付けられた実践力等を兼ね備えた、質の高い専門職業人養成のための高等教育機関が必要となっている。
- 既存の各高等教育機関が、今後もそれぞれの強みと特性を生かした職業教育の推進を図るとともに、上の要請に応えるよう、技能の教育と学問の教育の双方に強みを持った新たな高等教育機関を加えることにより、我が国の職業人材養成の格段の強化が図られることを期待。

### **III. 新たな高等教育機関の制度化の方向性**

#### **1. 養成すべき人材像**

- 新たな機関では、知識基盤社会の時代を生きる実践的な職業人として、以下のような役割を担う人材を養成することが必要。

ア) 専門性が求められる職業を担うスペシャリストとして、(理論にも裏打ちされた)高度な技能等を強みに、企業等における事業・実務の主力を担うとともに、以下のような側面から、事業活動における新たな価値の創造を先導する役割を担うことのできる人材

**【新たな機関で養成する人材に(将来的に)期待する役割】**

※企業等の活動における次のような側面を先導

- ・生産・サービスの工程の改善、これを通じた生産性の向上
- ・高度な技能や洗練された技術・ノウハウによる優れた商品・サービスの提供
- ・新たな付加価値の創造、これを生かした新しい商品・サービスの考案、新規事業の創出
- ・強みのある製品・サービスを生かした新規市場の開拓

- イ) 生涯にわたる職業生活を通じ、社会経済の変化に対応しつつ、継続的にスキルアップを図りながら、自らのキャリアを主体的に切り開いていける人材  
ウ) これらを通じ、我が国の経済成長を支え、あるいは、地域の発展（地域の強みを生かした産業の振興等）にも貢献することとなる人材

#### **2. 推進すべき教育**

- 新たな機関は、技能の教育と学問の教育の双方に強みを持った職業教育機関として、次のような機能を総合的に担うことが必要。

- ・専門職業を担うための高度で実践的な技能を育成し、産業構造・人材需要の変化に対応した人材養成を行う
- ・実践力を裏付ける理論面への理解を深化させたり、変化する状況の中、知識・技能や教養を結びつけて課題解決につなげる総合力を養う
- ・幅のある基礎力や、職業人に必要な教養を育むとともに、職業の高度化等に対応した学びを、生涯にわたり継続するための基礎を培う
- ・キャリア・アップやキャリア変更、職場復帰等を目指す社会人のための多様な学び直し機会を提供する

#### **3. 大学体系への位置付け**

- 新たな高等教育機関は、教養や理論にも裏付けられた実践力を育成するものであり、大学体系に位置付け、従来の大学と同等の評価を得られるようにすることが適切であると考えられる。

- そのことが、当該機関の国際通用性を高めることにもなり、
  - ・多様化する高等教育の更なる発展に資するとともに、
  - ・我が国の産業競争力強化等への貢献にもつながり、
  - ・学生の将来にとっても有益で、保護者等のニーズ・期待にも応えるものと考えられる。

- 諸外国においても、学術志向とは異なる実践的な職業教育を志向する高等教育機関や学位課程の制度化が行われている。

<イギリス> 実学重視のポリテクニクが大学へ昇格(1992年)(「新大学」へ移行。修了者へ「学士」の学位授与)。

初步の職業教育から高等教育までを行う継続教育カレッジ等の2年課程修了者向けに大学が授与する学位(ファンデーションディグリー)を創設(2001年)。勅許を受け、継続教育カレッジ自身が学位授与機関となることも可能に(2007年)。

<フランス> 技術短期大学部(IUT)や中級技術者養成課程(STS)等の2年の高等教育課程を修了後、大学における1年の課程で「職業リサンス」(国家免状)を取得し、「学士」の学位を取得する課程を創設(2000年)。

<ドイツ> 応用的実務志向の専門大学(FH)を創設(1968年)(修了者へ授与する学位の種類は、「学士」(Bachelor)へ一元化(「Diplom (FH)」は廃止)の方向)。

<フィンランド> 職業教育を行う専門大学(AMK)を創設(1996年)(修了者へ「専門大学士」(Bachelor)の学位授与)。

<韓国> 職業教育を行う専門大学を創設(1979年)、及び同専攻深化課程を創設(2008年)。(専門大学修了者へ「専門学士」(Associate)の、同専攻深化課程修了者へ「学士」(Bachelor)の学位授与)。

<アメリカ> コミュニティカレッジによる職業人材養成(「準学士」等の学位授与。ただし、準学士課程には、学士課程への編入(大学編入学)が可能なものとそうでないものがある)。

## IV. 新たな高等教育機関の制度設計

### 1. 制度設計に当たっての基本的な視点等

#### (1) 身に付けさせるべき資質・能力

- 養成すべき人材像(III.1.)や推進すべき教育(III.2.)を踏まえ、新たな機関は、次のような資質・能力を育成するための教育を実施。

##### ア) 専門とする特定の職業、一定の産業・職業分野に関して身につけさせる能力

①専門とする特定の職業(職種)に関し、高度な専門的知識等を与え、理解を深化  
【専門高度化】

②専門とする特定の職業(職種)に関し、卓越した技能等を育成するとともに、実践的な対応力を強化【実践力強化】

③一定の産業・職業分野（例えば、情報分野、保健分野など）に関し、当該分野全般の、又はその関連の基礎知識・技能等を育成【分野全般の精通等】

④職業に関する実践的な技能や、実践知と理論知、教養等を統合し、それらの活用により、現実の複雑な課題の解決や、新たな手法等の創造に結びつけることのできる総合的な能力を育成【総合力強化】

##### イ) 職業人として共通に身につけさせる能力

⑤職業人として共通に求められる基礎的・汎用的能力や教養、主体的なキャリア形成を図るために必要な能力を育成【自立した職業人のための「学士力」育成】

#### (2) 重視すべき視点

- 新たな高等教育機関の制度設計に当たり、次の4つの視点を特に重視する必要。

##### ①理論と実践の架橋による職業教育の充実

理論への理解の深化と実践的な技能の強化を両輪とした教育を行い、知識と技能を結びつけ、真の課題解決能力、創造力を発揮できる人材を養成。

##### ②産業界等のニーズの適切な反映、産業界等との連携による教育の推進

産業界等との対話・協力を積極的に推進。各職業で必要とされる能力を明確化しつつ、これを育成する教育課程を編成し、相互の連携により実施・改善。

##### ③社会人の学び直し等、多様な学習ニーズへの対応

多様な学習スタイルを可能とする柔軟な制度設計により、多忙な社会人等にもアクセスしやすい学修機会を整備。一人一人の学習者のニーズに適切に対応。

##### ④高等教育機関としての質保証と国際的な通用性の担保、実践的な職業教育にふさわしい教育条件の整備

国際通用性のある高等教育機関として求められる質の担保を図りつつ、実践的な職業教育にふさわしい教育条件の基準や、質保証の仕組み等を整備。

## 2. 基本的視点等を踏まえた制度設計の在り方

### (1) 制度の基本設計

- 早期の就職を希望する若者や多忙な社会人のための短期の高等教育と、職業教育の高度化・実践力強化のための長期の高等教育の双方のニーズに対応。
- 修了者の学修成果に対する国内的・国際的通用性を確保するよう、大学体系に位置付く次のような機関を制度化。

#### 【学士課程相当の課程を提供する機関】

- 修業年限は4年。 前期・後期の課程区分を設けることができる(一貫課程も可)。
  - ・ 一貫課程・後期課程修了者には、学士相当の学位と大学院入学資格を付与。
  - ・ 前期課程修了者には、短期大学士相当の学位と大学編入学資格を付与。

#### 【短期大学士課程相当の課程を提供する機関】

- 修業年限は2又は3年。
  - ・ 修了者には、短期大学士相当の学位と大学編入学資格を付与。

### (2) 具体的設計

#### ①理論と実践の架橋による職業教育の充実

##### (教育内容・方法)

- 教養・基礎教育及び専門教育を通じ、理論への理解を深め、実践的な能力を培うよう、体系的に教育課程を編成(そのための必要な授業科目をバランスよく開設)。
- インターンシップをはじめとした実習等による授業科目を充実(座学で学んだ知識も実体験を通じて定着)。  
※企業内実習等の時間数や実習等科目の割合について、一定時間数・割合以上を義務付け。
- それまでの授業等で身に付けた知識・技能等を統合し、真の課題解決力・創造力に結びつけるための総合的な演習科目を設定。

##### (教員)

- 各分野の特性にも配慮しつつ、専任の実務家教員を一定割合以上配置。
- 理論と実践の架橋を担う教員として、研究能力を併せ有する実務家教員の配置を一定数以上義務付け。
- 最先端の実務に携わりつつ教育に当たる教員を確保するため、こうした者を、一定の条件の下、必要専任教員数に参入できる仕組み(「みなし専任」)も活用。

#### ②産業界等のニーズの適切な反映、産業界等との連携による教育の推進

##### (新たな機関の教育活動における連携)

- 教育機関としての自主性を確保しつつ、産業界等との対話・協働を促進し、教育活動への参画を得る体制を構築。
  - ・ 企業等や経済・職能団体との連携により、教育課程を編成・実施する体制の整備を義務付け。
  - ・ その他、求めるラーニング・アウトカムの明確化、インターンシップの受入れ、実務家教員の派遣など、多面的な連携体制を強化。

#### (設置認可、評価など質保証における連携)

- 設置認可審査における産業界等との連携体制を確保。  
※ 企業・職業団体等の関係者を審査会の委員等に登用。
- 専門団体との連携による分野別質保証の観点を取り入れた評価について、効果的な導入方法を検討。

### ③社会人の学び直し等、多様な学習ニーズへの対応

#### (修業年限)

- 多様な学習者(社会人学生、編入学生など)に対し、学位取得につながる多様な学習機会の選択肢を提供。  
※2・3年制と4年制(前期課程と後期課程)

#### (教育内容・方法)

- 多忙な社会人等向けに、パートタイム学生や科目等履修生として学ぶことができる機会を積極的に提供。  
※長期履修制度の活用や学内単位バンクの整備、昼夜開講制の導入等を促進。
- 短期の学修成果を積み上げ、学位取得につなげる仕組みを整備。  
※モジュール制等の導入を促進。修業年限の通算や単位への読み替えに関する制度を弾力化。

#### (他の高等教育機関との連携)

- 既存の大学・短大等の学生等に対しても、個々のニーズに応じ、新たな機関における教育機会を積極的に提供。  
※大学等と新たな機関との連携教育等を促進するための仕組みを整備。

#### (入学者の受け入れ)

- 高校(専門学科・普通科)卒業後の学生、社会人学生など、学生像の類型に応じたアドミッション・ポリシーを明確化。入学者選抜では、実践的な職業教育の推進の観点から、意欲・能力・適性等を多面的・総合的に評価し、多様な背景を持った学生を受入れ。

### ④高等教育機関としての質保証と国際的な通用性の担保、実践的な職業教育にふさわしい教育条件の整備

#### (教員)

- 教授・准教授等の職制や、職階ごとの資格基準については、大学・短大制度における職制、基準と同様とすることを基本。
- 教育・研究業績に基づく教員と並び、実務卓越性に基づく教員を、教員組織の中に積極的に位置付け。設置認可時の教員資格審査では、実務家について、その実務卓越性に基づき、教員としての資格を適切に評価(保有資格、実務上の業績、実務を離れた後の年数等を確認)。

#### (教育条件)

- 必要専任教員数、備えるべき施設設備、校地・校舎面積については、大学・短期大学設置基準の水準を踏まえつつ、質の高い職業人養成にふさわしい適切な水準を設定。
- 一の授業科目について同時に授業を受ける学生の数については、実践的な職業教育の効果的実施を担保する観点から、適切な水準を設定。  
＊ 教員配置の充実と相まって、実習等における少人数指導体制など必要な体制を確保。

### (質保証の仕組み)

- 質の高い実践的な職業教育を担う機関としてのふさわしい設置基準等を制定。認可庁は国とし、大学設置・学校法人審議会に新たな審査会を設けて審査を実施。
- 教育研究活動等の状況に関しては、現行の大学・短大が実施しているのと同等、又はそれ以上に充実した情報公表を義務付け。
- 大学・短期大学と同様、自己点検・評価、認証評価機関による評価を義務付け。認証評価に関しては、分野別質保証の観点を取り入れた評価の導入も検討。

## (3) 制度全般にわたる事項

### (研究機能の位置付け)

- 実践的な専門職業人養成のための「教育」機能に重点を置くが、大学体系に位置付く機関として、理論と実践を架橋する教育を行うためにも、機関の目的には「研究」も含めるものとする。
- 教育課程の編成・実施等に産業界等の参画を得る体制を構築しつつ、教育研究機関としての自律性を担保し得る仕組みとする(学位授与等の専門的事項は、教授会で審議)。

### (制度上の位置付け・目的)

- 既に記したとおり、機関の目的に研究が含まれること、教員の資格基準等についても一定の水準を担保するものであることから、新たな機関は大学制度の中に創設し、国際的な通用性のある学位授与機関としての位置付けを図る。
- 新たな機関は、専門性が求められる職業を担うための実践的な能力の育成を目的として、深く専門の学芸を教授研究することに加え、卓越・熟達した実務の経験に基づく実際的な知識・技能の教授を併せ行うものとする。

### (学位の種類・表記)

- 授与する学位の種類・表記については、世界の高等教育機関における学位授与の標準的な在り方や、我が国における既存の学位制度との整合性等も踏まえつつ、実践的な職業教育の成果を微表するものとしてふさわしい設定の方法を検討。

#### 《世界の高等教育機関における学位授与の標準的な在り方》

- 学士レベルでは、研究学位と職業学位の区分は設けられず、Bachelorが、このレベルで唯一の学位とされる傾向にあり、総合大学と専門大学等のいずれの修了者に対しても、Bachelor's degreeを授与する形が、世界的に見ても一般的になってきている。
- 短期高等教育レベルの学位については、英語名称では同じassociate's degreeを称するものの中に、多様なものが存在するが、実態として、そのプログラムは職業指向のものが多くを占める。

※ 新たな機関の修了者に授与する短期大学士相当の学位については、現行の短期大学士の学位(短大)、準学士の称号(高専)との関係にも留意しつつ、その在り方を検討。

### (名称)

- 例えば、「専門職業大学」等の名称が考えられるが、大学体系に位置付き、専門職業人材の養成を担う実践的な職業教育機関として、ふさわしい名称を検討。

#### (対象分野、設置形態、財政措置等)

- 制度として、職業分野の限定は行わない。職業実践知に基づく教育(技能教育)と学術に基づく教育の融合による人材養成の充実について、具体的なニーズが認められる分野を主に想定。  
※ 分野別質保証の評価体制整備について、準備が整った分野から、逐次設置を可能に。
- 学士相当の学位取得に導く課程(修業年限4年)を置く機関を基礎とした大学院設置の在り方について、検討。
- 既存の大学・短大を設置したまま、当該大学・短大の一部の学部や学科を転換させる等して、新たな機関を併設することも可能とする。
- 実践的な職業教育を行い、専門職業人材の養成を担う高等教育機関としてふさわしい財政措置の在り方について、検討。

### 3. 新たな高等教育機関による人材養成推進のための基盤整備

#### (産業界等との連携)

- 評価機関の整備など、専門職業人養成における分野別質保証等の体制構築に向け、産業・職業団体等の協力を期待。
- 産業界等による職業教育への支援・協力体制の構築に向け、行政レベルでも省庁間の協力を推進。

#### (職業に関する生涯にわたる学習を支える基盤の形成)

- 各職業に必要な段階的能力とこれを修得するプログラムの可視化等に向けた取組を推進。